

令和5年3月1日 開会  
令和5年3月20日 閉会  
(定例第2回)

# 大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第 43 号

令和 5 年第 2 回大山町議会定例会を次のとおり招集する

令和 5 年 2 月 24 日

大山町長 竹口 大紀

- 1 日 時 令和 5 年 3 月 1 日（水） 午前 10 時
- 2 場 所 大山町役場議場
- 3 付議事件 提出案件表のとおり

---

○開会日に応招した議員

|         |           |
|---------|-----------|
| 小 谷 英 介 | 西 本 憲 人   |
| 豊 哲 也   | 島 田 一 恵   |
| 池 田 幸 恵 | 門 脇 輝 明   |
| 大 原 広 巳 | 大 杖 正 彦   |
| 大 森 正 治 | 杉 谷 洋 一   |
| 近 藤 大 介 | 吉 原 美 智 恵 |
| 岡 田 聰   | 野 口 俊 明   |
| 米 本 隆 記 |           |

---

○応招しなかった議員

なし

---

---

## 第 2 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 ( 第 1 日 )

令和 4 年 3 月 1 日 ( 水曜日 )

---

### 議 事 日 程

令和 4 年 3 月 1 日 午前 10 時開会 ( 開議 )

- 1 開会 ( 開議 ) 宣告
- 2 議事日程の報告
  - 日程第 1 会議録署名議員の指名について
  - 日程第 2 会期の決定について
  - 日程第 3 諸般の報告
  - 日程第 4 施政方針の説明について
  - 日程第 5 議案第 4 号 専決処分の承認を求めることについて  
( 令和 4 年度大山町一般会計補正予算 ( 第 13 号 ) )
  - 日程第 6 議案第 5 号 大山町個人情報保護法施行条例の制定について
  - 日程第 7 議案第 6 号 大山町上下水道料金等審議会設置条例の制定について
  - 日程第 8 議案第 7 号 大山町課設置条例の一部を改正する条例について
  - 日程第 9 議案第 8 号 大山町公聴会参加者等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について
  - 日程第 10 議案第 9 号 大山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
  - 日程第 11 議案第 10 号 大山町社会体育施設条例の一部を改正する条例について
  - 日程第 12 議案第 11 号 大山町営住宅条例の一部を改正する条例について
  - 日程第 13 議案第 12 号 大山町水道事業の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例について
  - 日程第 14 議案第 13 号 大山町税条例の一部を改正する条例について
  - 日程第 15 議案第 14 号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
  - 日程第 16 議案第 15 号 大山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
  - 日程第 17 議案第 16 号 大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
  - 日程第 18 議案第 17 号 大山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第 19 議案第 18 号 損害賠償の額を定め和解することについて
- 日程第 20 議案第 19 号 財産の取得について（大山町大山 土地及び建物）
- 日程第 21 議案第 20 号 町有財産を無償で譲渡することについて  
（町営住宅さざんか台団地建物）
- 日程第 22 議案第 21 号 町道路線の認定について（町道 大山口栄線）
- 日程第 23 議案第 22 号 町道路線の認定について（町道 大山口南団地線）
- 日程第 24 議案第 23 号 町道路線の認定について（町道 大山口南団地支線）
- 日程第 25 議案第 24 号 町道路線の一部廃止について（町道 三蔵谷上大山線）
- 日程第 26 議案第 25 号 町道路線の廃止について（町道 上大山梶原線）
- 日程第 27 議案第 26 号 大山町豊房辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 28 議案第 27 号 大山町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第 29 議案第 28 号 工事請負変更契約の締結について  
（大山西小学校グラウンド改修工事（土木））
- 日程第 30 議案第 29 号 令和 5 年度大山町一般会計予算
- 日程第 31 議案第 30 号 令和 5 年度大山町土地取得特別会計予算
- 日程第 32 議案第 31 号 令和 5 年度大山町開拓専用水道特別会計予算
- 日程第 33 議案第 32 号 令和 5 年度大山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 34 議案第 33 号 令和 5 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算
- 日程第 35 議案第 34 号 令和 5 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 36 議案第 35 号 令和 5 年度大山町介護保険特別会計予算
- 日程第 37 議案第 36 号 令和 5 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 38 議案第 37 号 令和 5 年度大山町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 39 議案第 38 号 令和 5 年度大山町風力発電事業特別会計予算
- 日程第 40 議案第 39 号 令和 5 年度大山町温泉事業特別会計予算
- 日程第 41 議案第 40 号 令和 5 年度大山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 42 議案第 41 号 令和 5 年度大山町索道事業特別会計予算
- 日程第 43 議案第 42 号 令和 5 年度大山町水道事業会計予算
- 日程第 44 議案第 43 号 令和 4 年度大山町一般会計補正予算（第 1 4 号）
- 日程第 45 議案第 44 号 令和 4 年度大山町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 46 議案第 45 号 令和 4 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 47 議案第 46 号 令和 4 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 48 議案第 47 号 令和 4 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算  
（第 6 号）

- 日程第 49 議案第 48 号 令和 4 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第 2 号)
- 日程第 50 議案第 49 号 令和 4 年度大山町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 51 議案第 50 号 令和 4 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算  
(第 4 号)
- 日程第 52 議案第 51 号 令和 4 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算  
(第 6 号)
- 日程第 53 議案第 52 号 令和 4 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 54 議案第 53 号 令和 4 年度大山町温泉事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 55 議案第 54 号 令和 4 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算  
(第 1 号)
- 日程第 56 議案第 55 号 令和 4 年度大山町索道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 57 議案第 56 号 令和 4 年度大山町水道事業会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 58 議会改革調査特別委員会の中間報告について

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員 (15 名)

|      |         |      |           |
|------|---------|------|-----------|
| 1 番  | 小 谷 英 介 | 2 番  | 西 本 憲 人   |
| 3 番  | 豊 哲 也   | 4 番  | 島 田 一 恵   |
| 6 番  | 池 田 幸 恵 | 7 番  | 門 脇 輝 明   |
| 8 番  | 大 原 広 巳 | 9 番  | 大 杖 正 彦   |
| 10 番 | 大 森 正 治 | 11 番 | 杉 谷 洋 一   |
| 12 番 | 近 藤 大 介 | 13 番 | 吉 原 美 智 恵 |
| 14 番 | 岡 田 聰   | 15 番 | 野 口 俊 明   |
| 16 番 | 米 本 隆 記 |      |           |

---

#### 欠席議員(なし)

---

#### 欠員(1 名)

---

#### 事務局出席職員職氏名

議会事務局長 ……………野 間 光 書記 ……………三 谷 輝 義

---

#### 説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………竹 口 大 紀 教育長 ……………鷺 見 寛 幸  
副町長 ……………吉 尾 啓 介 総務課長 ……………金 田 茂 之  
財務課長……………井 上 龍

---

#### 午前 10 時開会

- 議長（米本 隆記君） 皆さん、おはようございます。3 月定例会よろしくお願ひします。
- 事務局長（野間 光君） 互礼を行いますので、ご起立下さい。一同礼。着席してください。

---

#### 開会宣告

- 議長（米本 隆記君） ただいまの出席議員は 15 人です。
- 定足数に達しておりますので、令和 5 年第 2 回大山町議会定例会を開会します。
- これから、本日の会議を開きます。
- 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
- これから、諸般の報告、施政方針の説明のあと、町長から本定例会に提出されました各議案の提案理由の説明を受けますので、よろしくお願ひいたします。

---

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

- 議長（米本 隆記君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
- 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、10 番 大森正治議員、11 番 杉谷洋一議員を指名します。

---

#### 日程第 2 会期の決定

- 議長（米本 隆記君） 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。
- お諮りします。本定例会の会期は、本日から 3 月 20 日までの 20 日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（米本 隆記君） 異議なしと認めます。
- したがって、会期は、本日から 3 月 20 日までの 20 日間に決定しました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（米本 隆記君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、本会期中の会議に説明のため出席を求めた者の職・氏名は、お手元に配布の議案説明員報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、お手元に配布のとおり、例月出納検査結果の報告がありました。検査資料は、事務局にありますので閲覧してください。

本日まで受理した陳情は、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

次に12月定例会において可決した意見書は、12月22日に関係方面へ提出いたしました。

本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配布の提出案件表のとおりであります。

次に町長から、政務報告及び報告第1号 長期継続契約締結の報告についての、計2件の報告の申し出があります。

これを許します。竹口 大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 皆さん、おはようございます。

本日からの3月定例会どうぞよろしく願いいたします。

それでは、令和5年3月定例議会における政務報告といたしまして、12月定例議会以降における各種事務事業の取組み状況について、その主なものをご報告いたします。

まず総務課関係の区長会の開催についてです。1月9日に令和5年初区長会を行いました。区長会長に名和地区の中原則夫さん、副会長に中山地区の平谷幸信さん、大山地区の杉谷幸秀さんをそれぞれ互選いただきました。

続きまして社会教育課関係の成人式についてです。本年度も1月3日に成人式を開催し、成人式対象者160名のうち111名に出席をいただきました。本年はコロナ禍での開催であったことから、出席予定者の欠席もあり、出席率は約69%となりました。

次に生涯学習大会についてです。2月25日に3年ぶりとなる生涯学習大会を開催しました。英語学習の推進をテーマに、オンライン海外旅行体験や英語クイズ、パネルディスカッションのイベントを通じて、英語に親しむ機会の提供と啓発を行いました。

続きまして観光課関係のスキー場の営業状況についてです。今シーズンのスキー場は、昨年に引き続き雪があるスキー場開きを迎え、12月24日にオープンいたしました。リフト料金の値上げをしたスキー場の入込客数は、2月17日現在で8万8,362人と、昨シーズンの同時期との比較では約10%の伸びとなっており、好調な状況となっております。

次に大山町 PR 大使の委嘱についてです。1 月 3 日の成人式におきまして、大山町 PR 大使委嘱式を行い、ガンバレルーヤの 2 人に大使を委嘱いたしました。大山町出身のまひるさんや相方のよしこさんと連携した PR を今後進めてまいります。

続きまして、報告第 1 号 長期継続契約締結の報告については、大山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 4 条の規定に基づき、委託契約等を締結いたしましたので、議会にご報告するものであります。

契約の内容等につきましては、お手元に配布しております「長期継続契約締結報告書」のとおりであります。

以上で、報告の説明を終わります。

○議長（米本 隆記君） これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第 4 施政方針の説明について

○議長（米本 隆記君） 日程第 4、施政方針の説明についてを議題にします。

令和 5 年度施政方針について説明を求めます。竹口 大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） それでは令和 5 年度の施政方針の説明をさせていただきます。

本日は、町政の方針について説明する機会をいただき、心から感謝申し上げますとともに、今年度も、町政にご理解とご協力をいただきました町民のみなさま、関係者のみなさまに厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスへの対応の変化によって、以前のような生活様式に戻ることが予想される令和 5 年度は、観光関連産業などに代表されるような人の移動や交流を伴う社会経済活動が本格的に再開し、大きな流れとして動き始めます。

これまでの 3 年間で、業績の悪化や生活の不自由さ、健康への影響や教育機会の損失など、社会的変化によって生じたデメリットを解消し、また、デジタル技術の活用や公衆衛生の知見など、生み出されたメリットを最大限活かすような取り組みが求められます。

さらには、昨今「異次元の少子化対策」として国が掲げる政策は、子育て支援策を先行して重点的に取り組んできた大山町にとっては追い風となることが期待され、国全体で少子化対策に関心が高まっていることから、それらの議論を一過性で終わらせないよう、さまざまな施策への挑戦を続けなければなりません。

そして、このような社会の流れを反映し、楽しさ自給率が高く町民みんなが暮らしやすいまちづくりに向けて、令和 5 年度における大山町の重点事業といたしましては、各領域各般の施策を着実に取り組みつつ、次の 8 つの視点に立った事業の充実強化、及び新たな取り組みを進める予算を編成いたしました。コロナ禍を乗り越える経済産業の活



性化、明日の大山町を築く子育て・教育・生涯学習環境の充実、地域が再生する賑わいと活力の創出、大山町の特色を生かしたアウトドアライフ構想の推進、重層的支援体制の構築を通じた健康・福祉の充実、公共施設等のインフラの計画的整備、ふるさと応援基金の積極的活用、DX推進等による業務改善と人材能力開発の充実強化、以上、8つの分野を充実強化し、各種施策を推進してまいりますので、その中でも新たな取り組みを中心にご説明申し上げます。

まず初めに、コロナ禍を乗り越える経済産業の活性化施策関連のご説明をいたします。令和4年度からスタートした地方創生の「新たな産業チャレンジ推進事業」は、町内事業者と連携して取り組みが進んでおり、令和5年度は、大山町の課題解決につながる起業や新規事業にチャレンジする事業者のスタートアップ支援を行って参ります。

この社会的起業の促進によって、町内における課題解決がビジネスとして、持続可能な仕組みで地域に根付くよう取り組む考えです。

農林水産業においては、引き続き後継者や新規就業者を増やしていく取り組みを展開させて参ります。令和5年度は、輸入飼料及び肥料等資材高騰の中で、新たに自給飼料増産に向けた酪農組合への飼料種子代の支援や、耕畜連携による土づくりへの体制整備を進めることとしております。

また、本町の特産品である梨の出荷体制応援事業に取り組み、需要の高い商品への対応を可能とし、梨生産者の負担軽減と産地の維持拡大に努めます。

水産振興では海の観光拠点整備に合わせて、御来屋漁港東防波堤改修工事に着手するよう考えております。更に、人・農地プランの実質化及び地域計画の策定に向け、農業委員会等関係機関と連携を図り、担い手と農地の問題について地域での話し合いを推進して参ります。

そして、町内の商工振興や6次産業化支援のため、食品関連事業の起業や多角化に向かう事業者の設備導入に関する支援制度を創設し、付加価値を高める産業育成を行います。

そのほか、アフターコロナを見据えた観光関連産業の活性化のため、後述のアウトドアライフ構想推進などによる大山のブランド化を強力に推し進めて参ります。

次に、明日の大山町を築く子育て・教育・生涯学習環境の充実実施策関連のご説明をいたします。

学校教育では、今年度の重点として、「保小中連携」「ふるさとキャリア教育」「英語教育の充実」の3つを掲げ、ふるさと大山を愛し自ら学び続ける、心豊かでたくましい大山の子を育てて参ります。令和5年度は、大山町の特色である英語教育の更なる充実を図るため、外国語指導助手を各小中学校に1名ずつ配置し、児童・生徒が英語に触

れる機会の拡充を行います。

また、部活動の地域移行にあたり、部活動コーディネーターを配置し、地域の運営団体等関係者と連携して段階的に取り組むための体制構築を図ります。

英語活用のための学習推進事業といたしましては、住民の生きがいや自己実現のために英語学習の支援として英語検定料の助成や英語検定受験講座対策のほか、英語に触れる機会の提供を行ってまいりたいと思います。

生涯学習といたしましては、社会人が学べる場所・環境を広く確保するため、オンラインコンテンツを活用した学習環境を構築して参ります。町民のスキルアップを図り就業等につなげ、大山町での暮らしを定着させ、魅力的な仕事ができる環境を整備して参ります。

図書館に関しましては、行政支援サービスやリカレント教育の資料充実に努め、図書館のレファレンス機能を充実させたいと考えております。また、図書館における障がい者サービス事業として、点字資料、さわる絵本、LLブック、朗読CDなどを配架した「ハートフルコーナー」を設置し、多文化サービス事業としては、町立図書館・県立図書館多文化サービスについての情報発信や・サインボード等を設置し、図書サービスの充実に努めてまいりたいと存じます。

国際交流に関しましては、交流再開の機運が高まってきておりますので、アメリカテメキュラ市、韓国襄陽郡との交流再開に向けて調整を図るとともに、国内交流に関しましても、嘉手納町と相互交流再開に向けての調整を図ってまいりたいと思います。

関連して、この3年間で交流事業が中止となった対象児童生徒につきましては、機会損失の救済措置を検討したいと思います。

そのほか、子育て環境における男性の家事・育児参加の取り組みを進めるとともに、町内の妊産婦や子育て世帯を対象とした、県内初の取り組みとなりますスマートフォン活用によるオンライン相談で、気軽に専門医や助産師に相談できる環境を提供し、妊娠・出産・子育てのサポートに取り組むことで、子どもを産み育てやすい環境づくりを図って参ります。

そして、子育て支援や少子化対策の取組みとして、昨年度から実施している出産・子育て応援交付金や、新たに小中学校への新入学応援ギフト贈呈、制服及び教材等購入費助成に取り組んで参ります。

次に、地域が再生する賑わいと活力の創出施策関連のご説明をいたします。

令和5年度は、海の観光拠点整備事業、淀江インターチェンジ活用検討に引き続き取り組むとともに、レンタサイクルシステム構築検証や、自転車活用を推進して参ります。自転車活用に関連して、令和6年10月に第36回全国健康福祉祭とっとり大会交流大会

「ねんりんピックはばたけ鳥取2024」が鳥取県で開催されます。大山町では、サイクリングとソフトボールの交流大会が開催されますが、令和5年度は、本大会に向けてサイクリングのリハーサル大会を10月8日に開催し、準備を進めていきたいと思いをします。

昨年7月に再認定となった日本遺産に関しては、大山の歴史文化に関連付けたPRイベントによる賑わい復活と、現代版牛馬の聖地化を目指し、活用に取り組むこととしております。また、「大山町所子地区重要伝統的建造物群保存地区」では国選定から10周年目を迎えることから記念事業としてシンポジウムに取り組むなど、文化財の保存と活用、啓発に努めたいと思いをします。

そのほか、今年度末が現行制度の期限となっている移住定住助成金は、町外からの移住者受け入れ推進と町民の定住促進を図るため、町民の住宅新築も対象とする新築支援制度、空き家の活用を進めるために町の空き家登録制度を推進するための家財片付け制度を新たに導入して参ります。

定住施策に関連して、ナスパルタウンの宅地が今年度完売いたしましたので、中山地区に新たな分譲宅地の整備計画を進める考えです。継続して、空き家活用による創業や移住お試し住宅の整備に支援をすることで、空き家問題と別の課題を結びつけて、新たな価値の創出を促進して参ります。

次に、大山町の特色を生かしたアウトドアライフ構想の推進施策関連のご説明をいたします。

令和5年度は、アウトドアライフ構想に基づき「アウトドアのまち大山町」としてのブランド化をさらに前進させるため、アウトドアフィールドを活用して事業展開を考える民間事業者などの誘致、アクティビティ造成、イベント創出などのスタートアップ支援に注力するとともに、前述のとおり、海の観光拠点整備事業や自転車活用の推進など、誘客につながる持続可能な仕掛けづくりにも取り組んで参ります。

特に、アウトドア関連事業者をはじめ、大山町へ進出することによって、地域にも事業者にも相乗効果が見込めるような企業誘致を加速させるとともに、SNS活用や情報発信力の強化、官民連携のさらなる推進などを力強く機敏に前進させるため、少数精鋭の「総合戦略課」を新たに設置いたします。

また、具体的に先進事例の研究や町内関係団体との意見交換などを進めてきたDMO登録に向けては、観光課内に「DMO準備室」を設置し、観光地域づくりの環境醸成に積極的に取り組むとともに、観光推進の組織体制づくりを進めてまいります。

次に、重層的支援体制の構築を通じた健康・福祉の充実施策関連のご説明をいたします。

町民の健康づくりでは、各種健診事業を引き続き実施するとともに、来年度は新たに

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を行って参ります。これは、人生100年時代を見据え、健康寿命を延ばし、いつまでもいきいきと暮らしていくために、介護予防と生活習慣病等の疾病予防・重症化予防を後期高齢者医療広域連合から委託を受け、一体的に実施するものであります。

また、運動習慣化事業として主に現役世代の運動習慣定着を促し、健康意識の向上を図って参ります。さらに歯科検診事業につきましては、成人から高齢者のふしめ年齢を対象として口腔機能の維持・向上を図ることとしております。

なお、新型コロナウイルスのワクチン接種につきましては、引き続き国や県からの情報収集に努め、素早い対応を心がけて参ります。

高齢者福祉関係につきましては、令和5年度が「大山町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」策定の年となります。さらなる地域包括ケアシステムを推進するとともに、だれもが住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう地域における継続的な支援体制の整備を図るよう取り組んで参ります。

また、高齢者の社会参加を持続するため、ご好評いただいている補聴器購入費の助成事業をさらに周知し、閉じこもりや認知機能の低下を防ぎます。

そのほか、低所得者層向けの光熱費助成制度を県と連携して継続実施し、収入が少ない世帯への生活支援を行う考えです。

障がい者福祉関係につきましては、「第3期大山町障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定し、障がいを理由とする差別の解消を目指すことはもとより、誰もが暮らしやすい町づくりを目指して、広報啓発や障害福祉サービスの提供、自立支援の取組み等を支援していきます。

人権関係では、すべての人の人権が尊重される社会の実現に向けて、人権セミナー、人権・同和教育推進大会や小地域懇談会を実施すると共に、性別にとらわれることなく、互いの多様性を認め合う社会を目標とした「パートナーシップ・ファミリーシップ制度」の検討作業を加速させ、ダイバーシティの実現や人権教育・啓発活動の推進に取り組んでいきたいと考えております。

児童福祉関係といたしましては、支援が必要な子どもなどを継続的に支えるため、主に早期対応を行っている「要保護児童対策地域協議会」に加えて、アフターフォローまで担う「子ども家庭総合支援拠点」を立ち上げて、サポートが必要な家庭の子育て支援に取り組めます。

次に、公共施設等のインフラの計画的整備施策関連のご説明をいたします。

平成29年3月に策定した「大山町公共施設等総合管理計画」を着実に実施するため、「公共施設個別施設計画」で定める公共施設の管理状況調査や劣化診断などにより、旧林

業振興センター解体事業をはじめ、施設の集約、廃止などの取り組みを進めて参ります。

また、老朽化した公民館の更新計画を立案するため、基本構想策定委員会等を設置し、基本構想策定や整備計画の素案について、住民の意見を取り入れながら検討して参りたいと思います。

老朽化した下田中児童館につきましては、中山ふれあいセンターとの複合施設化工事を行うことにより、限られた財源と人材の有効活用を図りつつ、安全面にも配慮して、児童が楽しく過ごせる遊びの場としての環境を整備します。

防災のまちづくりといたしましては、財産をはじめ生活維持や生産基盤、インフラなどに多大な被害を与える大地震や豪雨等による災害による被害が最小限にとどめられるよう、防災関連機関や公共機関と連携を強めて参ります。

関連して、自主防災組織の防災力を向上させるため、町内に在住や勤務する防災士、および町社会福祉協議会等と協働し、町総合防災訓練や地域に出かけての防災・減災研修の実施など、自助・共助・公助のバランスの取れた地域防災力の向上に取り組んで参ります。

道路インフラに関しましては、道路の除草や維持補修、カーブミラーやガードレールなどの交通安全施設の適正な維持管理を的確な時期に行い、道路利用者の安全確保に努めるとともに、継続7路線、新規2路線の町道9路線で整備促進を図り、道路利用者の利便性向上を図って参ります。

また、町道の舗装や橋梁施設については計画的な修繕工事を実施するとともに、歩道のない通学路と駅などの公共施設に連絡する道路にも範囲を広げて街灯を設置いたします。

公園の整備に関しましては、特に仁王堂公園の再整備を進め、町民に幅広く利用される公園とするために、駐車場周辺の整備計画を実施し、さらには公園のシンボルであるカラス天狗像の再塗装を進めて参ります。

上水道関係では、安定して安全な水道水を供給するため、施設の適正な維持管理を行って参ります。施設の老朽化に伴い計画的に施設を更新する必要がありますので、引続き中山地区の老朽管更新工事と、中山第1配水池の新規整備を行うこととしております。

また、水道事業経営の安定化のため、水道使用料の料金改定に向けた検討を行うとともに、開拓専用水道におきましては、鳥取県と連携し、営農飲雑用水事業を進め、施設の適正な維持管理を行って参ります。

下水道事業におきましては、生活排水等の持続可能な安定した汚水処理を行うため、施設の老朽化対策を進め、適正な維持管理を行うとともに、令和6年4月から開始する公営企業会計導入に向けた準備を進めます。

次に、ふるさと応援基金の積極的活用施策関連のご説明をいたします。

令和5年度は、大山町未来人材奨学金返還支援や移住定住助成などの定住促進、ごみ分別促進アプリや生ごみ処理機等購入補助などの環境対策、輝くシルバー交付金をはじめとした高齢者施策、梨選果場出荷体制応援事業や町内産堆肥利用促進などの産業活性化、大山町PR大使や牛馬の聖地「大山」ドリームカーフェスタなどのPR施策、アウトドア事業創業支援やアウトドアイベント補助などのアウトドアライフ構想推進、学校ICT支援、デジタル教科書などの教育のデジタル化、教材等購入費助成や新入学応援ギフトなどの子育ての経済的負担軽減策、小中学校オンライン英会話や外国語指導助手、英語検定料助成などの英語推進ほか、過去最大規模の31事業で基金の活用を進め、大山町の特色ある事業の財源として有効活用を進めて参ります。

さらに令和5年度からは、ふるさと納税業務全般において、インターネット通販事業を得意とする民間事業者との連携がスタートいたしますので、ふるさと納税を通じて大山町を応援してくださるファンを増やすとともに、貴重な自主財源の確保に努めたいと思います。

最後に、DX推進等による業務改善と人材能力開発の充実強化施策関連のご説明をいたします。

国の「デジタル田園都市国家構想推進交付金」を活用し、スマート窓口を設置することにより、出生・世帯構成変更・転入・転出・転居・死亡などのライフイベント関係の窓口申請受付業務において、従来各担当課で行っていた複数の申請受付業務を1か所に集約し、「書かない・待たない・回らない」ワンストップサービスの提供を目指して参ります。

また、役場窓口において現金收受や納付書払いの自動化を進め、町民の利便性向上と業務の効率化を図るためのセルフレジシステムを導入するなど、「町民の利益」「業務の効率化」といったキーワードによる方向性を示し、デジタルトランスフォーメーションをアジャイル方式で細やかかつ迅速に推進いたします。

人材能力開発においては、今年度初の試みとして取り組んだ職員による政策コンテストを、地域力創造アドバイザーとの連携によって改良しながら継続し、多岐にわたる課題解決に向けた政策立案能力を身につけるとともに、将来的には職員全員がデジタル化社会に対応できる人材になれるよう、各種研修や啓発にも積極的に取り組んで参ります。

以上、令和5年度の施政方針をご説明いたしました。

新型コロナウイルス感染症に影響された3年間にもようやく出口が見え、新たな時代の転換点となる令和5年度も引き続き、大山町の魅力を磨き上げる政策をさらに進め、子どもから高齢者まで誰もが暮らしやすいまちづくりに取り組んでいく所存です。

みなさまのより一層のご理解とご協力をお願い申し上げまして、施政方針説明といたします。

○議長（米本 隆記君） これで町長の施政方針の説明を終わります。

---

#### 日程 5 議案第 4 号 ～ 日程第 18 議案第 17 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 5、議案第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度大山町一般会計補正予算（第 13 号））から日程第 18、議案第 17 号 大山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまでの 14 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） それでは提案理由の説明を申し上げます。

議案第 4 号 令和 4 年度大山町一般会計補正予算（第 13 号）における専決処分の承認を求めることについては、1 月 24 日～1 月 28 日にかけての大雪等に対応した道路等除雪作業委託料が増加し、緊急に予算計上する必要が生じたため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 5 年 1 月 30 日付で専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により、議会に報告し承認を求めるものであります。

この補正予算第 13 号は、既定の歳入歳出予算の総額に 2,000 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 123 億 8,545 万 7,000 円とするものであります。

続きまして、議案第 5 号 大山町個人情報保護法施行条例の制定については、国において個人情報保護制度の見直しが行われ、地方自治体においても個人情報の保護に関する法律の適用を受けることとなるため、現行の大山町個人情報保護条例を廃止したうえで、新たに条例を制定し、法の施行のために必要な事項を定めるものであります。

制定の内容としましては、法により条例で規定しなければならない事項と引き続き条例で定めることが可能な事項について条例で整備するものであります。

なお、この条例の施行は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第 1 条第 7 号に掲げる規定の施行日としております。

続きまして議案第 6 号 大山町上下水道料金等審議会設置条例の制定については、本町の上下水道料金等に関して必要な事項を審議する審議会を設置するための条例を制定するもので、審議会の委員は、学識経験を有する者、民間団体の代表者、町内の上下水道使用者等から構成し、町長の諮問に応じ、上下水道料金等の重要な事項を調査及び審議して、町長に答申することとしております。

なお、この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとしております。

続きまして議案第 7 号 大山町課設置条例の一部を改正する条例については、総合戦略課を新たに設置するにあたり課の設置及び分掌事務を定めるため、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、本条例の施行は、令和 5 年 4 月 1 日としております。

議案第 8 号 大山町公聴会参加者等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例に

ついては、法令等の規定によらない町の機関の要求又は依頼に応じ、証人・参考人・指導者・講師等として公務の遂行を補助する者に対し実費弁償を行うため、条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容としましては、公務遂行補助者等を実費弁償の対象とし、支給の要件、支給額について定めるものです。

なお、この条例の施行は、令和 5 年 4 月 1 日としております。

続きまして議案第 9 号 大山町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、健康保険法施行令等の改正がなされ、出産育児一時金の額が改正されたことから、大山町国民健康保険の出産育児一時金について、同額となるよう改正するものであります。

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例によることとしております。

続きまして議案第 10 号 大山町社会体育施設条例の一部を改正する条例については、漏電と照明電球の落下が発生している大山野球場夜間照明施設の利用中止に伴い、条例中別表第 2 の該当箇所を削除するものでございます。

なお、この条例の施行は、令和 5 年 4 月 1 日としております。

続きまして議案第 11 号 大山町営住宅条例の一部を改正する条例については、耐用年数を経過した平成 4 年度建設のさざんか台団地について、希望する入居者に払い下げることにより、管理戸数を 16 戸から 3 戸減らして 13 戸とするものであります。

なお、この条例の施行は、令和 5 年 4 月 1 日からとしています。

続きまして議案第 12 号 大山町水道事業の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例については、事業の変更認可に伴い、給水人口及び 1 日最大給水量の数値を改めるものであります。

なお、この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行することとしています。

続きまして議案第 13 号 大山町税条例の一部を改正する条例については、鳥取県税条例の一部を改正する条例が施行されたことに伴い、大山町税条例について所要の改正を行うものです。

改正の内容としましては、寄附金税額控除の対象となります寄附金について、県条例



との整合を図るために対象法人の指定の期間を更新するものです。

続きまして議案第 14 号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、令和 5 年度税制改正の大綱において国民健康保険税の改正をすることとされたことに伴い、大山町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容としましては、国民健康保険税の後期高齢者支援金課税額に係る課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5 割軽減及び 2 割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正するものであります。

この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行することとしています。

続きまして議案第 15 号 大山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

なお、この条例の施行は、令和 5 年 4 月 1 日としております。ただし、第 13 条の改正規定の施行については、公布の日としております。

続きまして議案第 16 号 大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

なお、この条例の施行は、公布の日としております。

続きまして議案第 17 号 大山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

なお、この条例の施行は、令和 5 年 4 月 1 日としております。

以上で提案理由の説明を終わります。

---

#### 日程 19 議案第 18 号 ～ 日程第 29 議案第 28 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 19、議案第 18 号 損害賠償の額を定め和解することについてから、日程第 29、議案第 28 号 工事請負変更契約の締結について（大山西小学校グラウンド改修工事（土木））までの 11 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 続いて提案理由の説明を申し上げます。

議案第 18 号 損害賠償の額を定め和解することについては、家屋評価時における事故の損害賠償の額を定め和解することについて、議会の議決を求めるものであります。

損害賠償の額、相手方、事故の概要はお手元に配布のとおりであります。

続きまして議案第 19 号 財産を取得することについては、新たに観光客の誘致等を図る施設を建設するため、大山寺エリアにある土地・建物を購入するものです。

なお、財産の内容、相手方は議案に記載のとおりです。

続きまして議案第 20 号 町有財産を無償で譲渡することについては、耐用年数を経過した平成 4 年度建設の町営住宅さざんか台団地の建物を、希望する入居者に無償で譲渡するものであります。

なお、財産の内容、相手方は議案に記載のとおりです。

続きまして議案第 21 号 町道路線の認定についてから議案第 25 号 町道路線の廃止については、道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細についてはお手元に配布の資料のとおりです。

続きまして議案第 26 号 大山町豊房辺地に係る総合整備計画の策定については、来年度豊房辺地内で運行を計画している平成 16 年式のスクールバスが、老朽化による故障、修繕が増えており、今後の運行に支障をきたす可能性が高いため、本地域のスクールバスを更新する必要があるものです。

計画期間は、令和 5 年度の 1 カ年とし、総事業費は 1,134 万 6,000 円で、その財源内訳は、国庫補助金 375 万 5,000 円と一般財源 9 万 6,000 円で、このうち 750 万円は辺地対策事業債で充当する計画であります。

なお、今回の策定につきましては、鳥取県知事との事前協議がすでに整っていることを申し添えます。

続きまして議案第 27 号 大山町過疎地域持続的発展計画の変更については、現行の大山町過疎地域持続的発展計画について、過疎対策事業債の対象となる事業の追加・変更が生じたため、その計画の一部を変更するものであります。

変更の内容は、ハード事業分として、仁王堂公園整備事業、町道殿河内二本松線改良工事など 8 事業を新たに計画に追加するものです。

なお、今回の変更につきましては、鳥取県知事との事前協議がすでに整っていることを申し添えます。

続きまして議案第 28 号工事請負変更契約の締結については、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

令和 4 年 10 月 17 日付で締結した大山西小学校グラウンド改修工事について、令和 5 年 2 月 21 日付けで工事請負変更仮契約を締結したところであります。

変更の主な内容は、掘削土が大きな石を大量に含んでいたことによるふるい分け作業、埋め戻し用土砂の運搬に係る増額などで、変更契約金額は、当初契約金額から、417万4,500円を増額して、7,017万4,500円とするものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

---

○議長（米本 隆記君） ここで休憩とします。

再開は11時5分とします。

午前10時55分休憩

午前11時5分再開

○議長（米本 隆記君） 再開します。

---

日程第30 議案第29号 ～ 日程第43 議案第42号

○議長（米本 隆記君） 日程第30、議案第29号 令和5年度大山町一般会計予算から日程第43、議案第42号 令和5年度大山町水道事業会計予算までの14件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。 竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） それでは引き続き提案理由のご説明をいたします。

議案第29号 令和5年度大山町一般会計予算については、予算総額112億2,000万円を計上しております。これは、前年度当初予算と比較して、額にして2億2,000万円、率にして2.0%の増となっております。

令和5年度は、これまでの取り組みを継承しつつ、楽しさ自給率が高く町民みんなが暮らしやすいまちづくりに向けて、各領域各般の施策を着実に取り組みつつ、施政方針でご説明いたしました、8つの視点に立った事業の充実強化及び新たな取り組みを進めて参ります。

それではまず、歳入について特徴的なものをご説明いたします。

町税の総収入は、町民税や法人税などが増となる見込みから、前年度に比べ3,492万9,000円増の15億6,618万7,000円を計上しています。

地方交付税は、普通交付税の社会福祉費や高齢者保健福祉費の増を見込み、前年度に比べ2億円増の50億円を計上しています。

寄附金は、ふるさと応援寄附金が大幅に伸びることを見越し、前年度に比べ2億988万8,000円増の6億1,187万6,000円を計上しています。

繰入金は、ふるさと応援基金繰入金や財政調整基金繰入金の増などにより、前年度に比べ1億3,917万5,000円増の7億4,569万4,000円を計上しています。

次に、歳出について特徴的なものをご説明いたします。

総務費では、ふるさと応援基金事業に 6 億 84 万 5,000 円、デジタル田園都市国家構想推進交付金事業に 2,969 万 3,000 円、庁内ネットワーク設定変更委託費などが増額となる電子計算費に 1 億 3,098 万 3,000 円、移住定住促進事業に 4,880 万 3,000 円、仁王堂公園整備計画設計委託費などが増額となる仁王堂公園管理事業に 2,743 万 6,000 円、旧林業振興センター解体事業に 3,548 万 4,000 円などを計上しています。

民生費では、障害者自立支援事業に 4 億 9,691 万 9,000 円、後期高齢者医療事業に 3 億 530 万円、下田中児童館移設事業に 9,341 万 2,000 円、教材等購入費助成金や新入学応援ギフトなどを新規計上する就学児の子育て支援事業に 5,614 万円などを計上しています。

衛生費では、各種がん検診委託料や脳ドック助成事業などの健康づくり推進事業に 3,896 万 4,000 円、子どもの予防接種事業に 2,556 万 1,000 円、廃棄物収集委託費などの塵芥処理費に 3 億 3,148 万 8,000 円などを計上しています。

農林水産業費では、イノシシなどからの被害防止のための野生鳥獣被害防止事業に 1,457 万 6,000 円、梨生産者の所得確保と産地の維持に繋げることを目的に行う大山梨選果場出荷体制応援事業に 2,111 万 8,000 円、円滑な漁業経営の開始を支援するため漁船等の取得費用を補助する漁業経営開始円滑化事業に 1,307 万 4,000 円、地籍調査事業に 1 億 2,442 万 9,000 円などを計上しています。

商工費では、大山町アウトドアライフ構想の実現のために行うアウトドアライフ構想推進事業に 4,214 万 5,000 円、観光施策やインバウンドの推進を図る地方創生推進交付金事業に 1,280 万円、大山町 P R 大使を活用し、観光はじめ各種方面で大山町の P R を積極的に行い、誘客や地域経済の活性化を図る観光広報事業に 628 万円などを計上しています。

土木費では、定住促進住宅整備事業に 2,799 万 7,000 円、西坪展望公園トイレ整備事業に 3,620 万円、町道中山インター線新設事業に 9,979 万円、橋梁長寿命化修繕事業に 6,850 万円などを計上しています。

消防費では、非常備消防費に 3,301 万 4,000 円、西部広域行政管理組合負担金に 2 億 3,785 万 5,000 円などを計上しています。

教育費では、各小中学校体育館の照明 L E D 化等に伴う防災機能強化事業に 4,694 万 3,000 円、少人数学級協力金に 1,600 万円、名和学校給食センターの老朽化に伴う大規模改修事業に 3,382 万 5,000 円、オンラインを活用した生涯学習を推進するためのリスク教育推進事業に 750 万円、史跡大山寺旧境内整備事業に 2,878 万 2,000 円などを計上しています。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、お手元に配付しております議案説明資料もご覧いただきご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして議案第 30 号 令和 5 年度大山町土地取得特別会計予算については、大山町土地開発基金を管理するための会計で、基金から生じる利子や土地貸付収入などを 25 万 6,000 円と見込み、全額を同基金に積み立てる予算としております。

続きまして、議案第 31 号 令和 5 年度大山町開拓専用水道特別会計予算については、予算総額を 2,564 万 4,000 円とするもので、歳入の主な内訳として、管理収入の計量給水料 890 万 6,000 円、一般会計繰入金 774 万 6,000 円、基金繰入金 852 万 3,000 円を計上し、歳出の主な内訳として、修繕料 546 万 5,000 円、一般会計繰出金 852 万 3,000 円を計上しております。

続きまして議案第 32 号 令和 5 年度大山町国民健康保険特別会計予算については、予算総額を 21 億 6,183 万 6,000 円とし、歳入として主に国民健康保険税 3 億 4,751 万 5,000 円、県支出金 16 億 1,815 万 5,000 円、繰入金 1 億 9,412 万 1,000 円を計上し、歳出として、主に保険給付費 15 億 8,674 万 4,000 円、鳥取県に支払う国民健康保険事業費納付金 4 億 9,764 万 8,000 円を計上するものです。

なお、保険税率・税額については、前年所得が確定した後の 5 月に決定する予定としております。

続きまして、議案第 33 号 令和 5 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算については、名和、大山、大山口診療所を经营管理するものであり、予算総額を 3 億 3,986 万 9,000 円と定めるものであります。

主な歳入として、三診療所の診療収入 2 億 2,000 万 9,000 円や一般会計及び国民健康保険特別会計からの繰入金 6,378 万 5,000 円を計上しております。

歳出では、総務費として職員人件費や施設管理に関する経費、医業費として医薬材料代、委託料及び備品購入費等に係る経費を計上しております。

続きまして、議案第 34 号 令和 5 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算については、歳入として、後期高齢者保険料 1 億 8,317 万 5,000 円、一般会計繰入金 8,752 万 4,000 円、歳出として後期高齢者医療広域連合納付金 2 億 6,802 万 5,000 円を計上し、予算総額をそれぞれ 2 億 7,142 万 9,000 円とするものです。

続きまして、議案第 35 号 令和 5 年度大山町介護保険特別会計予算については、予算総額は、それぞれ 22 億 9,943 万 2,000 円とするもので、歳入の主な内訳として、介護保険料 4 億 8,864 万 5,000 円、国・県支出金 8 億 6,816 万 6,000 円、支払基金交付金 5 億 7,861 万 4,000 円、繰入金 3 億 5,942 万 3,000 円を計上しています。

また歳出の主な内訳として、保険給付費 20 億 9,669 万 4,000 円、地域支援事業費

8,669万2,000円、基金積立金5,555万1,000円を計上しています。

続きまして、議案第36号 令和5年度大山町農業集落排水事業特別会計予算については、予算総額を5億1,509万7,000円とするもので、歳入の主な内訳として、使用料収入1億1,717万8,000円、一般会計繰入金3億3,461万7,000円、町債4,750万円を計上し、歳出の主な内訳として、施設管理費1億7,068万1,000円、公債費2億9,865万円を計上しております。

続きまして、議案第37号 令和5年度大山町公共下水道事業特別会計予算については、予算総額を4億7,381万8,000円とするもので、歳入の主な内訳として、使用料収入1億1,752万7,000円、一般会計繰入金2億6,466万8,000円、町債3,690万円を計上し、歳出の主な内訳として、施設管理費1億1,056万3,000円、公債費2億7,016万5,000円を計上しております。

続きまして、議案第38号 令和5年度大山町風力発電事業特別会計予算については、予算総額を3,963万6,000円とするもので、主な内訳としては、売電収入3,943万2,000円のほか、施設の運転や維持管理に要する経費として、光熱水費や通信運搬費、施設修繕料935万円、施設保守点検委託料780万7,000円、基金積立金1,679万7,000円などを計上しております。

続きまして議案第39号 令和5年度大山町温泉事業特別会計予算については、予算総額を828万3,000円とするもので、歳入の主な内訳として、温泉使用料385万3,000円と繰入金442万8,000円。歳出の主な内訳として、温泉館運営費として指定管理委託料368万5,000円、源泉送泉ポンプ不具合修繕工事140万8,000円及び中山温泉杯グラウンドゴルフ大会補助金100万円などを計上しております。

続きまして議案第40号 令和5年度大山町宅地造成事業特別会計予算については、主な歳入が繰越金659万6,000円などで、歳出は中山地区における新たな分譲地の選定業務委託料461万7,000円、ナスパルタウン分譲看板撤去工事186万9,000円などを計上し、予算総額を661万6,000円とするものであります。

続きまして議案第41号 令和5年度大山町索道事業特別会計予算については、予算総額を2,280万7,000円(町長より訂正のあった箇所)とするもので、歳入の主な内訳として、一般会計繰入金813万5,000円及び指定管理納付金1,441万6,000円、歳出の主な内訳として、中の原グレンデ敷地使用料815万6,000円、各種団体・イベントへの負担金209万円、大山スキー場PR事業補助金100万円、公債費として、平成28年度に実施しました中の原スキーセンター屋根改修工事に伴う起債償還金1,016万9,000円などを計上しております。

続きまして議案第42号 令和5年度大山町水道事業会計予算については、はじめに、

予算第2条業務の予定量であります。給水戸数5,900戸、年間総配水量197万3千立方メートル、年間有収水量144万7,000立方メートル、一日平均配水量5,405立方メートルを予定しております。

次に、予算第3条収益的収入及び支出について、収入のうち営業収益は、水道使用料など2億1,893万1,000円、営業外収益は一般会計からの企業債利息補助など8,292万6,000円を計上し、水道事業収益の合計を3億185万7,000円としております。

また、支出のうち営業費用は、人件費、修繕費、減価償却費など2億8,967万4,000円、営業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費など1,541万7,000円を計上し、水道事業費用の合計を3億642万1,000円としております。

次に、予算第4条資本的収入及び支出についてご説明いたします。

収入では、企業債借入、補助金など1億7,269万9,000円、支出では、建設改良のための委託料、工事請負費及び、企業債の償還金など2億5,859万2,000円としております。

以上で提案理由の説明を終わります。

---

#### 日程第44議案第43号～日程第57議案第56号

○議長（米本 隆記君） 日程第44、議案第43号 令和4年度大山町一般会計補正予算（第14号）から、日程第57、議案第56号 令和4年度大山町水道事業会計補正予算（第5号）までの14件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 引き続き提案理由の説明をいたします前に、先ほど議案第41号 令和5年度大山町索道事業特別会計予算の御説明のなかで、予算総額を2,439万6,000円と申しあげましたが、正しくは、2,280万7,000円でございますので、訂正をさせていただきますというふうに思います。

それでは引き続き提案理由の説明をさせていただきます。

議案第43号 令和4年度大山町一般会計補正予算（第14号）については、国の補正に伴う『担い手確保・経営強化支援事業』の新規計上、『ふるさと応援寄附金事業』や『畜産経営緊急救済事業補助金』の追加、事業計画の変更及び決算見込による額の調整等に伴い、歳入歳出予算の過不足を調整するため、既定の歳入歳出予算の総額から1億6,670万1,000円を減額し、総額を122億1,875万6,000円とするものであります。

続きまして議案第44号 令和4年度大山町土地取得特別会計補正予算（第1号）については、土地開発基金の土地である高田工業団地及び大山IC工業団地内の土地貸付により、既定の歳入歳出予算にそれぞれ18万8,000円を追加し、総額を26万9,000円

とするものであります。

続きまして議案第 45 号 令和 4 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第 3 号）については、基金繰出金の減額が主なもので、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 188 万 8,000 円減額し、総額を 2,617 万 2,000 円とするものです。

続きまして議案第 46 号 令和 4 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）については、歳入として国民健康保険税、普通交付金の減額と基金繰入金の増額、歳出として保険給付費の減額が主なもので、既定の歳入歳出予算から、それぞれ 7,666 万 5,000 円を減額し、総額をそれぞれ 21 億 761 万 9,000 円とするものです。

続きまして議案第 47 号 令和 4 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 6 号）については、診療収入の見込み減による歳入の減額や、医薬材料代の医業費の見込み減による歳出の減額が主なもので、既定の歳入歳出予算をそれぞれ 1,036 万 9,000 円減額し、総額を 3 億 2,394 万 8,000 円とするものです。

続きまして議案第 48 号 令和 4 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）については、歳入では主に保険料の増額、歳出では後期高齢者医療広域連合への負担金の増額が主なもので、既定の歳入歳出予算にそれぞれ、344 万 1,000 円増額し、総額を 2 億 6,332 万 3,000 円とするものです。

続きまして議案第 49 号 令和 4 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）については、歳入では介護給付費の増額に伴う国支出金等の増額及び前年度からの繰越金の増額、歳出では介護給付費及び基金積立金の増額が主なもので、既定の歳入歳出予算にそれぞれ、1 億 5,169 万 1,000 円を追加し、総額を 24 億 9,659 万 2,000 円とするものです。

続きまして議案第 50 号 令和 4 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）については、公営企業会計移行業務委託料の減額が主なもので、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 14 万 8,000 円減額し、総額を 5 億 1,707 万 1,000 円とするものです。

続きまして議案第 51 号 令和 4 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 6 号）については、公営企業会計移行業務委託料の減額が主なもので、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 9 万円減額し、総額を 4 億 3,763 万 7,000 円とするものです。

続きまして議案第 52 号 令和 4 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第 2 号）については、歳入では基金利子の増額、歳出では積立金の増額を行うもので、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 6 万 4,000 円を追加し、総額を 5,015 万 3,000 円とするものです。



続きまして議案第 53 号 令和 4 年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第 2 号）については、歳入では繰入金の増額、歳出では備品購入費が主なもので、既定の歳入歳出予算にそれぞれ、46 万 4,000 円を追加し、総額を 1,404 万 2,000 円とするものです。

続きまして議案第 54 号 令和 4 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）については、ナスパルタウンの販売実績や繰越金等に見込みが付いたことに伴い、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 81 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1,280 万 1,000 円とするものであります。

続きまして議案第 55 号 令和 4 年度大山町索道事業特別会計補正予算（第 1 号）については、決算見込みに基づきまして、スキー場開き祭の規模縮小による負担金を減額するなど、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 10 万円を減額し、総額を 2,429 万 6,000 円とするものであります。

続きまして議案第 56 号 令和 4 年度大山町水道事業会計補正予算（第 5 号）については、企業債償還に係る利率の上昇に伴い、支払利息を増額するもので、収益的支出のうち営業外費用を 39 万 1,000 円増額するものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

---

#### 日程第 58 議会改革調査特別委員会の中間報告について

○議長（米本 隆記君） 日程第 58、議会改革調査特別委員会の中間報告についてを議題にします。

議会改革調査特別委員会委員長 吉原美智恵議員。

○議会改革調査特別委員会委員長（13 番 吉原 美智恵君） 失礼しました。マスクを取らせていただきます。

昨年 6 月に設置されました議会改革調査特別委員会でこれまでの協議を重ねてきた内容について、中間報告をいたします。

令和 5 年 3 月 1 日、大山町議会議長 米本隆記様。

議会改革調査特別委員会 委員長 吉原美智恵。

議会改革調査特別委員会中間報告書。

第 5 次となる議会改革調査特別委員会は、令和 4 年 6 月 21 日に設置して以来、政治倫理条例・規則の見直し・常任委員会のあり方などについて、8 回の委員会を開催し、町民目線で時代にあった議会運営をめざし、検討・協議を重ねてきました。

4 月の常任委員会構成の変更を機会として、今後必要な条例改正などに向けて中間報告といたします。

記

## 1. 政治倫理条例・規則の見直し

政治倫理条例見直しの必要性は、現状では倫理違反と判断があった際、明確な措置内容が定まっていなかった為、早急に取り扱うこととしたものである。

今回の決定事項は、具体的な措置の要求内容を含む次の条例・規則の改正案のとおりである。

まず、大山町議会議員政治倫理条例の改正（案）としては、次の第11条と12条を追加するものですので、条文を読み上げます。

（必要な措置の要求）

第11条 審査会は、審査の結果、被審査議員につき、第4条に掲げる政治倫理基準に反すると認めるときには、出席委員の3分の2以上の多数の賛成により、次に掲げる措置のいずれかを講ずるよう議長に求める事ができる。

(1)議長による注意

(2)全員協議会または議場における陳謝文の朗読

(3)議長若しくは副議長、委員会の委員長若しくは副委員長又は議会運営委員会の構成員の辞任勧告

(4)議員辞職の勧告

(5)前各号に掲げるもののほか、審査会が必要と認める措置

（議会の措置）

第12条 議会は、審査会の報告を尊重するものとする。

2 議会は、被審査議員が倫理基準に違反したものと認められるときは、町民の信頼を回復するために必要な措置を講ずるものとする。

3 議長は、前項の措置の内容を町民に公表するものとする。

を追加します。併せて、大山町議会議員の政治倫理に関する規則の改正として、次の第5条を追加するものです。内容としては、

（調査報告）

第5条 審査会は、条例第6条第3項の規定に基づき、議長に調査報告をする場合は、調査報告書(様式第2号)により、報告しなければならない。

2 議長は、審査会から報告を受けた場合は、調査請求者に対し、速やかに調査報告書(様式第3号)により報告しなければならない。

3 議長は、講じられた措置を公表するとともに、調査請求者に対し、速やかに報告しなければならない。

を追加し、条例、規則ともに改正するものです。

次に、常任委員会の2委員会化について、現在は広報常任委員会を除けば総務・教育

民生・経済建設の3常任委員会であり、委員会定数は5人ないし6人で審査をしているところです。

上記3常任委員会では、少ない人数で委員会審査をすることとなり、欠席者が出た際はさらに構成委員数が減少し意見に偏りが生じることが懸念されていました。

第4次議会改革調査特別委員会でも議題として取り上げられ、柔軟性や各委員会の意見も全体で修正が可能との判断から現状維持とされていましたが、近隣市町村で本町議会だけが3委員会体制で行っていることや、委員会審議に適した人数の調査をしていくことにより、3常任委員会から、2常任委員会に変更することとしました。

2常任委員会の具体的な変更内容については次の通りです。

まず、委員会の名称と定数については、「総務経済常任委員会」と「教育民生常任委員会」で、定数は各8人です。

所管事務について、「総務経済常任委員会」は、総務、産業、経済及び観光、土木並びに町政一般、庶務その他の委員会に属しない事項に関する事務の調査及び議案、請願、陳情等の審査を掌る。とし、「教育民生常任委員会」は、教育及び保健、福祉並びに水道に関する事務の調査及び議案、請願、陳情等の審査を掌る、とするものです。

なお、変更の開始時期は次期委員会任期の変わる令和5年4月30日からとする。こととしています。

最後に今後について、第5次議会改革調査特別委員会では、政治倫理条例・規則の見直し、今後の常任委員会のあり方などを議論し、時代にあった改革をすることとなった。

今後は引き続き、議員定数や報酬・政務活動費・議会モニター制度などの取り組みを調査し、円滑な議会運営、住民参画を進めていけるように議論していく予定です。

以上、中間報告といたします。

○議長（米本 隆記君） これで、議会改革調査特別委員会の中間報告についてを終わります。

---

## 散会報告

○議長（米本 隆記君） 以上で、本日の日程は終了しました。

次会は、3月3日に会議を開き、議案についての質疑と、損害賠償の額を定め和解することについてほか2議案と補正予算につきましても、質疑・討論・採決までを行いますので、定刻午前9時30分までに本議場に集合してください。

本日は、これで散会いたします。

---

午前11時45分散会